

平成18年10月26日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号  
株式会社 ゴルフ・ドゥ  
代表取締役社長 伊 東 龍 也

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。

当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年11月9日（木）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成18年11月10日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地  
J A 共済埼玉ビル3F 第2会議室
3. 目的事項  
報告事項 第19期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第19期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
本総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として本総会にご出席いただくことが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

（お願い）

当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.golfdo.jp/>）に掲載させていただきます。

## (臨時株主総会招集通知添付書類)

### 営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

#### 1. 営業の概況

##### (1) 営業の経過及び成果ならびに対処すべき課題

当期のわが国経済は、原油価格の高騰が続いたものの、世界的な好景気と円安を背景に輸出が伸び、輸出企業を中心に企業業績が好調に推移しました。これが設備投資と雇用の改善をもたらし、株高の恩恵も受け、個人消費にも力強さが見え、景気拡大は幅広い業種及び地方にも波及してまいりました。

ゴルフ業界におきましても、ゴルフ場やクラブメーカーの経営破たんがあったものの、景気回復と女子プロゴルフの人気を背景にゴルフ用品市場には明るさが戻ってきております。

このような経済環境のもとで、当事業年度に当社は新たに直営店2店舗を出店し、店舗面積増床のため1店舗の移転を行ないました。また、不採算店でありました桶川店を3月に閉店いたしました。

フランチャイズ開発も積極的に推し進めた結果、フランチャイズ店も10店舗の純増で71店舗となり全国で合計79店舗の「ゴルフ・ドゥ！」を持つに至りました。

この結果、当事業年度の売上高は21億54百万円（前期比153.0%）、利益面では経常利益が1億18百万円（前期比145.0%）、当期純利益は1億2百万円（前期比83.0%）となりました。当期純利益の減少は特別損失28百万円を計上した事によるものであります。

当社の属するゴルフ業界は、バブル崩壊の影響が全産業の中でも最も大きく、過去10年の間に多くのゴルフ場が閉鎖に追い込まれ、ゴルフ用品販売額も低迷しておりました。そのような中で中古ゴルフ市場は価格の手ごろさや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長して参りました。しかし、一方では従来その価値に対する認識が低かった中古ゴルフクラブの売買が独立した事業になるということからフランチャイズ展開や個人経営という方法で多くの事業者が参入して競争が激化し、現在ではその淘汰が進んで中古ゴルフ業界の中でも有力企業の戦略に差が出てきております。

中古ゴルフクラブ市場でNo1を目指す当社は、以上のような環境の下、直

営店の多店舗展開と物件・商品の確保、フランチャイズ本部機能の強化・拡充、人材の確保と育成、資金調達力の強化と多様化、コンプライアンス、リスク管理体制の強化という経営課題を抱え、それらに対する諸施策に着手、実行しております。

## (2) 設備投資の状況

当期は直営店（深谷店、花小金井店）出店、（北浦和店）移転、営業車の取得、社内O. A機器取得、新規システムの開発等により総額70,565千円の設備投資を実行いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当期中に実施致しました設備投資などの所要資金は、銀行の借入金を充当致しました。

なお、当期におきましては、1億2,000万円の資金調達を行っております。

#### (4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 16 期 〔平成14年7月～ 平成15年6月〕	第 17 期 〔平成15年7月～ 平成16年3月〕	第 18 期 〔平成16年4月～ 平成17年3月〕	第 19 期 〔平成17年4月～ 平成18年3月〕
売 上 高 (千円)	955,200	764,172	1,408,594	2,154,983
経 常 利 益 (千円)	△ 55,981	△ 77,993	81,892	118,757
当 期 純 利 益 (千円)	△ 58,255	△ 91,693	123,625	102,582
1株当たり当期純利益 (円)	△10,565.03	△16,629.14	11,210.13	9,301.96
総 資 産 (千円)	593,575	529,884	700,480	971,754
純 資 産 (千円)	455,441	363,748	487,373	589,955

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切捨てて表示しております。
2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。
3. 平成17年1月31日付けで1株を2株に分割する株式分割を実施いたしました。

第16期におきましては、経営基盤強化をはかり既存不採算店の閉鎖促進、店舗開発の条件の厳格化を推進してまいりました結果、売上は増加いたしました但し営業権の償却負担を全額賄うまでの利益の計上には至りませんでした。

第17期におきましては、直営店の大型化に照準を合わせ与野中央店を出店するとともに池袋店、蕨駅東口店を閉店し次の出店に備えました。また利益の上がる強いFC店を出店するという路線を踏襲して参りましたが、決算月を3月に変更しました事もあり償却負担が利益面を圧迫し利益を計上するにはいたりませんでした。

第18期におきましては、成長路線に弾みをつけるために直営店を4店舗出店し、また積極的なフランチャイズチェーンの開拓によりフランチャイズ店舗も6店の純増となりました。営業権の償却負担がなくなったことにより利益を計上することができました。

第19期におきましては、前記「(1) 営業の経過及び成果ならびに対処すべき課題」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況 (平成18年3月31日時点)

### (1) 主要な事業内容

当社は、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリサイクルショップのフランチャイズ方式による店舗開発、運営指導及びゴルフ用品の販売を主な事業としております。

### (2) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
ゴルフ・ドゥ草加店	埼玉県草加市北谷1丁目27番21号
ゴルフ・ドゥ東大宮店	埼玉県さいたま市見沼区東大宮2丁目37番3号
ゴルフ・ドゥ吹上店	埼玉県鴻巣市袋155番1
ゴルフ・ドゥ北浦和店	埼玉県さいたま市浦和区領家4丁目582番地1
ゴルフ・ドゥ与野中央店	埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目18番3号
ゴルフ・ドゥ多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフ・ドゥ深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番6
ゴルフ・ドゥ花小金井店	東京都小平市花小金井3丁目18番2号
関西営業所	兵庫県尼崎市常松1丁目5番13号

(注) 深谷店 4月、花小金井店 6月にそれぞれ新規開業し、12月に関西営業所を開設しております。

与野東口店は10月に閉店し北浦和店として移転開業をしており、桶川店は3月に閉店しております。

### (3) 株式の状況

(イ) 株式数	発行する株式の総数	44,000株
	発行済株式総数	11,028株
(ロ) 株主数	10名	

#### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当核株主への出資状況
	持株数	議決権比率	
松田芳久	6,732株	61.04%	－
ソフトバンク・インターネットテクノロジーファンド2号	2,700株	24.48%	－
ヤフー株式会社	540株	4.90%	－
ラオックス株式会社	400株	3.63%	－
伊東龍也	160株	1.45%	－
フォーク株式会社	132株	1.20%	－
伊東光子	116株	1.05%	－
オリックス4号	108株	0.98%	－
ジェスネット株式会社	80株	0.73%	－
株式会社船井総合研究所	60株	0.54%	－

#### (5) 新株予約権の状況

##### ① 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成17年 2月8日	平成17年 6月28日	平成17年 6月28日
新株予約権の数(個)	240	191	100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	191	100
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

- (注) 1. 平成17年2月8日決議分の新株予約権発行数は245個ですが、割当対象者の退職により当期末現在240個となっております。
2. 平成17年6月28日決議分の新株予約権発行数は200個ですが、割当対象者の退職により当期末現在191個となっております。

- ② 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況
- (i) 平成17年6月28日の定時株主総会の決議を受け、平成17年8月1日に新株予約権（ストックオプション）を、役員8名、従業員38名に対し商法第280条の20、第280条の21及び第280条の27の規定に基づき付与しております。
- (イ) 発行した新株予約権の数  
200個（新株予約権1個につき、1株）
- (ロ) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
普通株式 200株
- (ハ) 新株予約権の発行価額  
無償
- (ニ) 権利行使時の1株当たり払込金額  
137,000円
- (ホ) 新株予約権の行使期間  
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- (ヘ) 行使の条件
- a 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。
  - b 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - c 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
  - d 本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、本新株予約権の行使は認めない。
  - e 本新株予約権者が、本新株予約権の行使までに、当社の就業規則その他の定めにより、懲戒解雇もしくは論旨解雇の処分を受けた場合、本新株予約権の行使は認めない。
  - f 本新株予約権者が、本新株予約権の行使時において、その1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。
  - g その他の条件については、平成17年2月8日開催の当社臨時株主総会決議および平成17年3月14日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(ト) 消却の事由および条件

- a 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。
- b 本新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の要項9項の定める本新株予約権行使の条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- c 本新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(フ) 有利な条件の内容

当社の取締役、監査役および特定使用人に新株予約権を無償で発行した。

(リ) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

a 特定使用人等以外の者

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数
当社の取締役	松田芳久	10
当社の取締役	伊東龍也	10
当社の取締役	精松裕司	10
当社の取締役	大井康生	10
当社の取締役	井上文彦	10
当社の監査役	小澤幸乃	10
当社の監査役	志村孝典	5
当社の監査役	安野憲起	5



b 特定使用人等（上位10名）

区 分	氏 名	新株予約権の数
当社の使用人	福 澤 寛 之	10
当社の使用人	横 山 伸 樹	10
当社の使用人	林 賢 一	5
当社の使用人	佐 久 間 功	5
当社の使用人	大 平 庶 史	5
当社の使用人	田 村 真 宏	5
当社の使用人	武 藤 誠	5
当社の使用人	田 村 晃	3
当社の使用人	藤 城 実	3
当社の使用人	並 木 健 二	3

(x) 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人
新株予約権数	121個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	121株
付与した者の総数	35名

(注) 特定使用人等に対する新株予約権付与は130個行われましたが、従業員3名の退職により9個が放棄されております。

(ii) 平成17年6月28日の定時株主総会の決議を受け、平成17年8月1日に新株予約権を、社外協力者5名に対し商法第280条の20、第280条の21及び第280条の27の規定に基づき付与しております。

(i) 発行した新株予約権の数

100個（新株予約権1個につき、1株）

(ロ) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 100株

(ハ) 新株予約権の発行価額

無償

- (ニ) 権利行使時の1株当たり払込金額  
137,000円
- (ホ) 新株予約権の行使期間  
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- (ハ) 行使の条件
  - a 新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - b 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社と良好な関係を維持していることを要する。詳細は、cに規定する新株予約権契約に定める条件による。
  - c その他の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (ト) 消却の事由および条件
  - a 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。
  - b 本新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の要項9項の定める本新株予約権行使の条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- (フ) 有利な条件の内容  
当社の社外協力者に新株予約権を無償で発行した。
- (リ) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数  
特定使用人等以外の者

地位又は職業等	取得者名称	新株予約権の数
エリアフランチャイズ	株式会社リアライズ	30
エリアフランチャイズの株主	株式会社ドウ・ヨネザワ	20
エリアフランチャイズ	株式会社ティーバイティー	20
エリアフランチャイズ	株式会社ゴルフ・ドウ北海道	20
エリアフランチャイズ	松早石油株式会社	10

## (6) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	41名	8名	34.3歳	2.3年
女 子	3名	1名	27.2歳	1.7年
合 計	44名	9名	33.8歳	2.3年

- (注) 1. 臨時従業員及び嘱託契約者は含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨て小数第1位まで表示しております。  
3. 従業員の増加要因は直営店の出店及び欠員補充によるものです。

## (7) 主要な借入先の状況

借 入 先 名	借 入 額	保有株式数
株式会社 みずほ銀行 浦和中央支店	60,000千円	—
株式会社 埼玉りそな銀行 浦和中央支店	60,000千円	—

## (8) 取締役及び監査役の状況

役 名	氏 名	担 当 ま た は 職 業
代表取締役社長	伊 東 龍 也	
取 締 役 会 長	松 田 芳 久	株式会社ボックスグループ 代表取締役
専 務 取 締 役	精 松 裕 司	直営事業本部
取 締 役	大 井 康 生	経営管理本部
取 締 役	井 上 文 彦	マーケティング本部
常 勤 監 査 役	小 澤 幸 乃	
監 査 役	安 野 憲 起	司法書士
監 査 役	志 村 孝 典	株式会社水上三洋商会 営業部次長

- (注) 1. 監査役 安野憲起及び監査役 志村孝典は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律18条第1項」に定める社外監査役であります。

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社株式は名古屋証券取引所の承認を得て平成18年4月6日にセントレックス市場に上場しております。上場にあたり、平成18年3月3日及び平成18年3月15日開催の取締役会において下記のとおり新株式の発行を決議し、平成18年4月5日に払込が完了いたしました。

この結果、同日付で資本金は499,748千円、発行済株式総数は13,028株となっております。

(1) 募集の方法	ブックビルディング方式による一般募集
(2) 種類	普通株式
(3) 発行数	2,000株
(4) 発行価格	1株につき 170,000円
(5) 引受価額	1株につき 156,400円
(6) 発行価額	1株につき 136,000円
(7) 資本組入額	1株につき 68,000円
(8) 発行価額の総額	272,000千円
(9) 払込金額の総額	312,800千円
(10) 資本組入額の総額	136,000千円
(11) 申込期日	平成18年4月3日
(12) 払込期日	平成18年4月5日
(13) 配当起算日	平成18年4月1日
(14) 資金の用途	直営新規出店のための設備資金及び借入金返済に充当する予定であります。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	《 720,162》	流動負債	《 302,641》
現金及び預金	138,021	買掛金	84,415
売掛金	92,147	短期借入金	120,000
商品	420,415	未払金	32,461
前払費用	19,995	未払法人税等	7,006
未収入金	163	未払消費税等	3,619
繰延税金資産	60,511	未払費用	28,283
その他流動資産	123	前受金	2,750
貸倒引当金	△ 11,214	賞与引当金	6,560
固定資産	《 251,591》	ポイント引当金	15,860
有形固定資産	〈 118,688〉	その他流動負債	1,683
建物	63,647	固定負債	《 79,157》
構築物	8,604	預り保証金	64,800
車両運搬具	1,783	退職給付引当金	14,357
工具器具備品	43,408		
建設仮勘定	1,243	負債合計	381,798
無形固定資産	〈 26,180〉	(資 本 の 部)	
電話加入権	923	資本金	《 363,748》
ソフトウェア	20,846	利益剰余金	《 226,207》
ソフトウェア仮勘定	4,410	当期末処分利益	226,207
投資その他の資産	〈 106,723〉	資本合計	589,955
長期貸付金	1,122		
長期前払費用	1,229	負債・資本合計	971,754
投資有価証券	12,775		
敷金保証金	92,717		
貸倒引当金	△ 1,122		
資産合計	971,754		

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		2,154,983
売上高		
営業費用	1,233,657	
売上原価	805,717	2,039,375
販売費及び一般管理費		
営業利益		115,607
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	33	
受取手数料	960	
その他営業外収益	3,308	4,302
営業外費用		
支払利息	700	
雑損失	452	1,153
経常利益		118,757
(特別損益の部)		
特別利益		
貸倒引当金戻入	935	935
特別損失		
固定資産除却損	5,233	
減損損失	4,170	
投資有価証券評価損	18,724	28,128
税引前当期純利益		91,563
法人税、住民税及び事業税	5,046	
法人税等調整額	△ 16,064	△ 11,018
当期純利益		102,582
前期繰越利益		123,625
当期未処分利益		226,207

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価方法及び評価基準

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法に基づく原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物（建物付属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～24年
構 築 物	10年～20年
車 両 運 搬 具	2年～6年
工 具 器 具 備 品	2年～15年

無形固定資産……………ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……………均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ポイント引当金……………ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

5. リースの注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

### (会計方針の変更)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純利益は4,170千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 97,086千円

### (損益計算書に関する注記)

1. 一株当りの当期純利益 9,301円96銭

### (退職給付関係に関する注記)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項 (平成18年3月31日)

退職給付債務 14,357千円

退職給付引当金 14,357千円

(注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

#### 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 10,523千円

退職給付費用 10,523千円



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

(平成18年3月31日現在)

(流動)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額		2,241
ポイント引当金		6,423
賞与引当金		2,657
未払事業税		1,394
繰越欠損金		45,183
その他		2,611
繰延税金資産	合計	60,511

(固定)

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額		381
繰越欠損金		47,362
その他		6,215
繰延税金資産	小計	53,960
評価性引当額		△53,960
繰延税金資産	合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(平成18年3月31日現在)

法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割額	9.8
税務上の欠損金	△12.9
評価性引当額	△49.4
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.0

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
( 当 期 未 処 分 利 益 )	226,207,379
これを次のとおり処理します。	
( 次 期 繰 越 利 益 )	226,207,379

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第19期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告します。

#### 1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書脚注に記載のとおり、当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会、平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）に準拠して行われたものであり、相当なものと認めます。
- (4) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に従い、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。
- (7) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

平成18年6月8日

株式会社ゴルフ・ドゥ

常勤監査役 小 澤 幸 乃 ㊟

監 査 役 志 村 孝 典 ㊟

監 査 役 安 野 憲 起 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**第1号議案** 第19期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容は、臨時株主総会招集通知添付書類（13頁から18頁）に記載のとおりであります。

第19期貸借対照表、損益計算書につきましては、事務手続の不備により、今臨時株主総会にて改めて承認を賜りたいと存じます。

また、第19期の利益処分案につきましては、平成18年6月30日開催の第7回定時株主総会で承認を賜りましたとおり企業間競争が激化するなかで経営体力をつけ、将来の安定的な配当を可能にするために全額内部留保させていただくものとし、改めて今臨時株主総会にて承認を賜りたいと存じます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する取締役会の意見の要旨

貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する監査役の意見の要旨

添付書類（19頁 監査報告書）に記載のとおりであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 韓国企業 株式会社コイコム（KOECOM CO., LTD）社との共同事業に伴い、現行定款の目的について、輸出入業務を新たに追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び株主還元策の一環として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができるよう変更案第8条を新設するものであります。
- (3) 当社株式が名証セントレックスに上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第10条（基準日）において所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記の変更、新設に伴い条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゴルフ関連用品の販売及び中古ゴルフクラブの買取・修理・賃貸借</li> <li>2. ゴルフ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導</li> <li>3. ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営及び運営支援</li> <li>4. インターネットを利用したゴルフ関連商品の販売及び買取並びに各種情報サービスの提供、業務代理業</li> <li>5. 経営コンサルタント業務</li> <li>6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務</li> <li>7. 広告代理店</li> <li>8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理</li> <li>9. 損害保険代理業</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>10. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゴルフ関連用品の販売及び中古ゴルフクラブの買取・修理・賃貸借</li> <li>2. ゴルフ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導</li> <li>3. ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営及び運営支援</li> <li>4. インターネットを利用したゴルフ関連商品の販売及び買取並びに各種情報サービスの提供、業務代理業</li> <li>5. 経営コンサルタント業務</li> <li>6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務</li> <li>7. 広告代理店</li> <li>8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理</li> <li>9. 損害保険代理業</li> <li>10. <u>輸出入業務</u></li> </ol> <p>11. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第9条 (条文省略) 第3章 株主総会 (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>第11条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>第12条～第38条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

当社は、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し諸施策を実施しておりますが、社外取締役制度を採用することにより、企業に求められるコンプライアンスに関して独立した観点からの意見等、取締役会のサポート体制をさらに充実させ、適正な会社運営を推進していくため、新たに社外取締役として取締役1名の選任をお願いするものであります。

1. 取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所 有 する 当 社 株 式 数
中 川 公 隆 (昭和19年10月23日)	平成3年3月 (株)オートワールド 取締役 平成8年1月 (株)55ステーション入社 平成9年5月 同社 取締役 平成12年5月 同社 常勤監査役 平成16年7月 東京ビジネスオーデット(株) 設立参加 同社 取締役 (現在に至る) 平成17年11月 (株)ゴルフ・ドゥ顧問 (現在に至る)	—

- (注) 1. 取締役候補中川公隆氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補中川公隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

## 2. 社外取締役候補とする理由及び社外取締役との責任限定契約について

### (1) 社外取締役候補とする理由について

中川公隆氏につきましてはこれまでの経験を活かして、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化することができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

### (2) 社外取締役との責任限定契約について

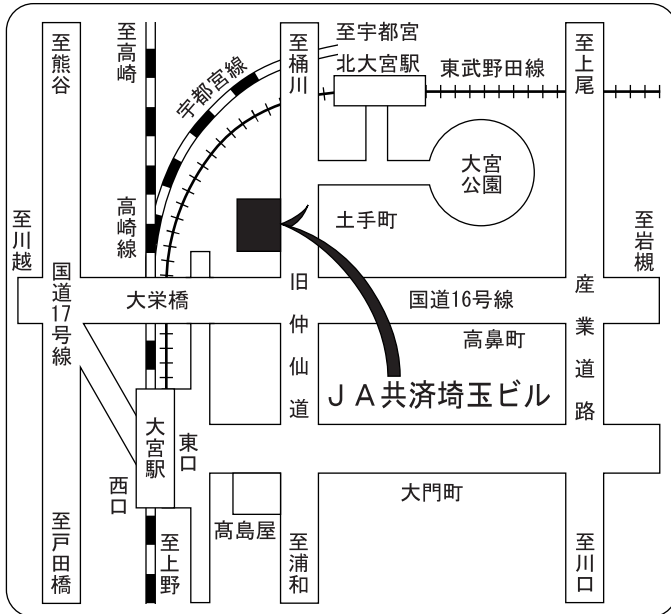
当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第24条第2項（第2号議案による変更後の定款第25条第2項）において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である中川公隆氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会場** J A 共済埼玉ビル 3 F 第 2 会議室  
 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1 丁目 2 番地  
 電話 048-644-2271  
 \* 大宮駅下車徒歩15分



古紙ハルフ配合率100%再生紙を使用しています



地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています